

## 基本的な考え方

- ・令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するに当たり、転職等の際、マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、加入者が切れ目なく保険診療を受けられる環境を整備することが重要
- ・特に令和7年4月の年度替わりには多くの資格異動が見込まれるため、速やかにデータ登録や必要な者への資格確認書の交付を行えるよう、必要に応じ業務処理手順・体制の見直し等を行い、事業主・保険者が連携して確実に対応いただきたい

## データ登録の完了に時間を要する主な要因

- （加入者に起因するもの） 加入者からの被扶養者（異動）届の提出や添付書類の準備に時間を要する 等
- （事業主に起因するもの） 資格取得届等にマイナンバーの記載がない・マイナンバー取扱を外部委託しており提出に時間を要する・通勤手当の額が判明するまで資格取得届等を提出できない 等
- （保険者に起因するもの） 資格取得届等にマイナンバーの記載がない場合に提出勧奨期間を長く取り、速やかにJ-LIS照会を行わない 等

## 事業主・保険者に求められる対応

### ◆資格取得届等の提出関係

#### （事業主に求められる対応）

- ・資格取得届等へのマイナンバーや住民票住所の正確な記載
- ・資格取得届等の5日以内の提出
- ・内定段階からのマイナンバーの事前収集と届書の事前点検※の活用
- ・マイナンバー取扱業務の外部委託内容の見直し等による迅速化
- ・資格確認書発行要否欄の適切な運用
- ・電子申請の活用

#### （保険者に求められる対応）

- ・資格確認書発行要否欄や被扶養者届の必要書類等の事前周知
- ・資格取得届等の事前点検※
- ・資格取得届等の提出から5日以内のデータ登録

### ◆データ登録関係

#### （事業主に求められる対応）

- ・データ登録に時間を要する場合の被保険者資格証明書の交付※

#### （保険者に求められる対応）

- ・データ登録に関する加入者への周知
- ・速やかなJ-LIS照会によるデータ登録の実施
- ・データ登録が完了しない場合の短期の有効期限の資格確認書の活用
- ・データ登録完了通知（資格情報のお知らせ等の活用）

### ◆その他

- ・資格確認書の申請交付・職権交付の確実な実施
- ・オンライン資格確認ができない場合に本来の自己負担で受診するための代替手段の加入者への周知